

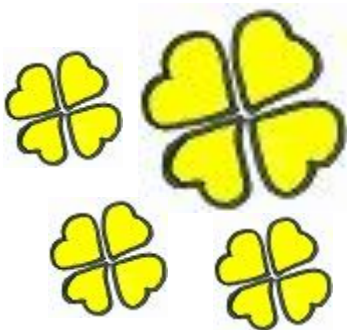


だまってなんか いられません

「障害者自立支援法」は、「障害」があることによる社会的な支援を「益」とし、必要なサービスに「応益」負担を強制します。「障害があることは個人の責任」なんですか。地域で普通に暮らしたい！ はたらきたい！ 社会に参加したい！ そんなささやかな願いや希望をかなえるのがめざすべき方向であり、それを実現させる法律であるべきではないでしょうか。

私たちは、この自立支援法の根幹の考え方をどうしても許せません。日本国憲法、障害者権利条約に反するこの法律を司法の場に訴えます。真の障害者福祉の実現をめざしてともに立ち上がりましょう！

障害者自立支援法訴訟の 勝利をめざす滋賀の会 結成集会にお集まりください



2009(平成21)年1月9日(金)13時～15時
近江八幡市人権センター 3階
(近江八幡駅下車南口 徒歩5分)

★内 容★

- 原告（障害者・家族）の日常生活はどうなっているか！
- 障害者自立支援法（応益負担）の問題はどこにあるか！
- 訴訟の説明と弁護団の紹介
- 障害者自立支援法訴訟勝利をめざす滋賀の会 設立承認事項
- 代表の選出と挨拶、アピール採択など



連絡先：きょうされん滋賀支部 〒521-1311 安土町下豊浦5096-121
電話：0748-46-5528 FAX：0748-46-5529 メール：kyosarenshigashibu@shiga.email.ne.jp

2006(平成18)年4月より施行された障害者自立支援法(以下、自立支援法)により、施設やホームヘルプ等の支援の利用を受けるための負担の仕方が、それまでの所得に応じた応能負担から、一律に1割を負担する「応益負担」に変わりました。多くの障害者・家族が多額の利用料負担を強いられ、全国では約1,650人の障害者が施設を退所せざるをえなくなりました(厚生労働省調査)。

2006年10月31日の、東京15,000人大フォーラムなど、障害者・関係団体は、全国各地で様々な運動を展開し、国会や政府を動かし、「特別対策」「緊急対策」等で、利用料負担の軽減策を勝ち取ってきました。しかし、法律上は、「応益負担」はそのままです。

応益負担の仕組みは、「三方悪し」です。利用者に負担を強い、少ない報酬や日額支払いにより、施設・事業所の収入が減り、そして、その影響が職員に及び離職者が増え、利用者に対する支援の質が低下しかねません。

この応益負担が日本国憲法に違反していると、この10月31日に、全国8つの地裁に30人の原告が提訴しました。滋賀でも4人の原告が立ち上がりました。

この裁判は、障害者に対する社会福祉政策を根本から改めさせ、憲法にふさわしい施策のもと、障害者の豊かな生活が実現するようにするためのものです。また、応益負担は、医療、生活保護、その他のさまざまな福祉切り下げと根っこは一つです。国民の暮らしを守るため、「反貧困」をめざす多くの皆様のご理解とご支援もお願い致します。これからの裁判を、障害者・支援者・みんなの裁判としてたたかっていきましょう。みんなの思いを代表して提訴した原告を物心両面から励まし支えていきましょう。

「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす滋賀の会」へのご入会を心から呼びかけます。この会の第一歩である結成集会へのご参加もぜひよろしくお願ひいたします。

呼びかけ人 (五十音順)

- | | |
|--------|------------------------|
| 秋田 悦雄 | 滋賀県精神障害者作業所連絡会会長 |
| 岡本 幸助 | (財)滋賀県身体障害者福祉協会会長 |
| 小野 幸弘 | 滋賀県社会就労センター協議会会長 |
| 加藤 直樹 | きょうされん滋賀支部理事長 |
| 河副 健一 | 滋賀県身体障害者関係施設連絡協議会会長 |
| 久保 厚子 | (社)滋賀県手をつなぐ育成会会長 |
| 窪島 務 | 滋賀大学教育学部教授 |
| 黒田 吉孝 | 滋賀大学教育学部教授 |
| 白石 恵理子 | 滋賀大学教育学部教授 |
| 白杉 滋朗 | 共に生き・働く滋賀ネットワーク会長代理 |
| 高岡 清隆 | 滋賀県精神障害者家族会連合会事務局長 |
| 高谷 清 | びわこ学園医療福祉センター草津 医師・前園長 |
| 辻 久孝 | (社)滋賀県ろうあ協会会長 |
| 橋本 浩明 | 滋賀県児童成人施設協議会会長 |
| 村井 龍治 | 龍谷大学社会学部教授 |
| 渡邊 武 | 社会福祉を拡充させる滋賀県民の会会長 |

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす滋賀の会・結成集会

参加申込書

機関名: _____

| 職名等 | 氏名 | 備考 |
|-----|----|----|
| | | |
| | | |

※準備の都合上、1月6日(火)までにお申し込み願ひます。

※手話通訳、要約筆記などのコミュニケーション支援を希望される場合は事前にお申し出ください。